

さいたま市家庭保育室事業委託料支出に関する要綱

(目的)

第1条 この要綱は、さいたま市家庭保育室事業実施要綱に基づき、さいたま市長から認定された家庭保育室の設置者（以下「設置者」という。）に対する委託料の算定基準、支出に関する手続等について定め、事業の円滑な遂行を図ることを目的とする。

(児童)

第2条 この要綱における委託料の算定基準の対象となる児童は、次に掲げる要件に該当するものとする。

- (1) 児童福祉法第24条（昭和22年法律第64号）又は子ども・子育て支援法（平成24年法律第65号）第19条第1項第2号若しくは第3号に規定するものとして、子ども・子育て支援法施行規則（平成26年内閣府令第44号）第1条の5各号の事由のいずれかに該当する者であること。
- (2) 保護者及び当該児童がさいたま市に住所を有する者であること。
- (3) 生後6週間以上から4歳児未満であること。
- (4) 児童が通園する家庭保育室の設置者、施設長又は保育従事者と当該児童が3親等以内の血族又は姻族でないこと。

(事業の委託)

第3条 市長は、家庭保育室事業を設置者に委託して行うものとする。ただし、さいたま市以外の他の団体（国及び県を含む。）からの助成金等の収入がある場合は、この事業の対象とはしない。

- 2 委託を受けた設置者は、委託契約に基づき、当該事業を誠実に実施しなければならない。

(利用する児童の認定)

第4条 設置者は、児童の保護者から家庭保育室利用申請書（様式第1号）及び保育料軽減確認書（様式第2号）が提出された場合は、当該申請書等を市長に提出しなければならない。

- 2 市長は、前項の規定により申請書等が提出された場合は、第2条の基準に基づき審査し、適合するものにあつては、本事業の対象となる児童として認定するものと

する。

3 設置者は、児童の保護者から保育内容変更申請書（様式第3号）が提出された場合は、当該申請書を市長に提出しなければならない。

（委託料）

第5条 市長は、別表に定める基準に従い、設置者に委託料を支払うものとする。ただし、さいたま市外の市町村に所在する家庭保育室の場合は、別表のうち「保育事業」、「長時間保育促進事業」、「障害児対策事業」、「保育料軽減事業」、「多子軽減事業」及び「乳幼児健康診断」に限り、設置者に支払うものとする。

2 設置者は、児童の保育を実施する月の3日又は当該月の最初の市の開庁日のうち、いずれか遅い日までに、家庭保育室委託料請求書（様式第4号）に、次に掲げる書類を添えて市長に請求するものとする。

(1) 保育児童在籍調書（様式第5号）

(2) 保育料軽減事業対象児童名簿（様式第6号）

3 市長は、前項の規定による請求があった場合において、その内容を審査し、適切と認めるときは、原則として当該月の20日（金融機関休業日にあつては、その前日）までに委託料を支払うものとする。

（提出書類）

第6条 設置者は、児童の利用状況等を明らかにするため、次の各号に掲げる場合に応じ、当該各号に定める書類を市長に提出しなければならない。

(1) 月の途中に、新たに児童が入園し、又は退園した場合において委託料の精算又は請求をするとき 家庭保育室委託料請求・精算書（様式第7号）

(2) 保護者から保育料軽減確認書が追加提出された場合において委託料の追加請求をするとき 家庭保育室委託料請求・精算書（様式第7号）

(2) 児童の保育が終了したとき 保育終了報告書（様式第8号）

(3) 児童の保育を休止したとき 保育休止報告書（様式第9号）

(4) 休止中の児童の保育を再開したとき 保育再開報告書（様式第10号）

（委託料に関する調査）

第7条 市長は、委託料に関し必要があるときは、委託料の支払いを受けた設置者に対して報告を求め、又は必要に応じて現地調査等を行うことができる。

(委託料の返還)

第8条 市長は次の各号のいずれかに該当する場合は、委託料の全部又は一部の返還を命ずることができる。

- (1) 家庭保育室の認定を取り消されたとき。
- (2) 設置者が偽りその他不正な手段により委託料の支払いを受けたとき。
- (3) 前2号に掲げる場合のほか委託料の支払いが不適當であると市長が認めたとき。

(請求に関する書類の保存)

第9条 設置者は、委託料の請求内容を明らかにできるよう、対象児童の在籍状況が分かる書類、請求に関する書類等を事業完了後5年間保存しなければならない。

(その他)

第10条 この要綱に定めるもののほか、委託料の支出に関し必要な事項は、子ども未来局長が別に定める。

附 則

(施行期日)

- 1 この要綱は、平成23年6月1日から施行する。

附 則

(施行期日)

- 1 この要綱は、平成24年4月1日から施行する。

附 則

(施行期日)

- 1 この要綱は、平成25年4月1日から施行する。

附 則

(施行期日)

- 1 この要綱は、平成27年4月1日から施行する。

附 則

(施行期日)

- 1 この要綱は、決裁の日から施行し、平成27年4月1日から施行する。

附 則

(施行期日)

- 1 この要綱は、決裁の日から施行し、平成30年4月1日から施行する。

附 則

(施行期日)

- 1 この要綱は、令和元年10月1日から施行する。

(経過措置)

- 2 この要綱による改正前のさいたま市家庭保育室事業委託料支出に関する要綱様式第1号、様式第2号により提出された書類は、令和元年度に限り、この要綱による改正後のさいたま市家庭保育室事業委託料支出に関する要綱様式第1号、様式第2号により提出されたものとみなす。
- 3 この要綱による改正前のさいたま市家庭保育室事業委託料支出に関する要綱様式第6号及び第8号により提出された書類は、令和元年度に限り、この要綱による改正後のさいたま市家庭保育室事業委託料支出に関する要綱様式第6号により提出されたものとみなす。
- 4 この要綱による改正前のさいたま市家庭保育室事業委託料支出に関する要綱様式第7号により提出された書類は、令和元年度に限り、この要綱による改正後のさいたま市家庭保育室事業委託料支出に関する要綱様式第2号により提出されたものとみなす。

附 則

- 1 この要綱は、令和2年3月31日から施行し、同年3月1日から適用する。

附 則

- 1 この要綱は、令和3年4月1日から施行する。

附 則

- 1 この要綱は、決裁の日から施行し、令和4年10月1日から適用する。

附 則

(施行期日)

- 1 この要綱は、令和5年4月1日から施行する。

(経過措置)

- 2 この要綱による改正前のさいたま市家庭保育室事業委託料支出に関する要綱様式

第1号、様式第2号、様式第3号により提出された書類は、令和5年度に限り、この要綱による改正後のさいたま市家庭保育室事業委託料支出に関する要綱様式第1号、様式第2号、様式第3号により提出されたものとみなす。

附 則

- 1 この要綱は、令和6年4月1日から施行する。